

給与支払報告書（総括表）の書き方及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書のお知らせ

<給与支払報告書（総括表）>

給与支払報告書（個人別明細書）を市町村長に提出する場合には、給与支払報告書（総括表）を添えて提出することになっています。

この総括表の書き方は次のとおりです。

- 1 「指定番号」欄
提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- 2 「給与の支払期間」欄
「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 3 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄
給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄
経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 5 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄
この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 6 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄
税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

- 7 「受給者総人員」欄
1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 8 「特別徴収対象者」欄
提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- 9 「普通徴収対象者（退職者）」欄
提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。
- 10 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄
提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 11 「報告人員の合計」欄
「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。
- 12 「給与の支払方法及びその期日」欄
月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

(給与支払報告書（総括表）の記載例)

第17号様式

給与支払報告書（総括表）											
美咲町長 殿			令和 8 年 1 月 18 日提出								
給与の支払期間		令和 7 年 1 月分から 12 月分まで									
給与支払者の個人番号又は法人番号											
フリガナ		オカヤマサンギョウカブシキガイシャ									
給与支払者の氏名又は名称		岡山産業株式会社									
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		同 上									
フリガナ		オカヤマシキタクウチサンゲ									
同上の所在地		〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6									
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		例野十郎									
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		経理課 給与係 氏名 青山太郎 (電話 ○○○-○○○○○)									
関与税理士等の氏名及び電話番号		岡山税理士事務所 氏名 岡山花子 (電話 △△△-△△△△△)									

<給与支払報告に係る給与所得者異動届出書>

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書について
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、令和7年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合にその年の4月15日までに関係市町村長に提出してください。

- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合（例えば、退職、転勤等）に、その受けなくなつた日の属する月の翌月10日までに関係市町村長に提出してください。

岡山県内市町村の提出先(窓口)一覧

市町村名	担当課	電話番号	所在地	
岡山市	課税管理課	086-803-1168	〒700-8544	岡山市北区大供1-2-3
倉敷市	市民税課	086-426-3181	〒710-8565	倉敷市西中新田640
津山市	課税課	0868-32-2015	〒708-8501	津山市山北520
玉野市	税務課	0863-32-5510	〒706-8510	玉野市宇野1-27-1
笠岡市	税務課	0865-69-2116	〒714-8601	笠岡市中央町1-1
井原市	税務課	0866-62-9510	〒715-8601	井原市井原町311-1
総社市	税務課	0866-92-8234	〒719-1192	総社市中央1-1-1
高梁市	税務課	0866-21-0214	〒716-8501	高梁市松原通2043
新見市	税務課	0867-72-6117	〒718-8501	新見市新見310-3
備前市	税務課	0869-64-1815	〒705-8602	備前市東片上126
瀬戸内市	税務課	0869-22-1114	〒701-4292	瀬戸内市邑久町尾張300-1
赤磐市	税務課	086-955-0951	〒709-0898	赤磐市下市344
真庭市	税務課	0867-42-1114	〒719-3292	真庭市久世2927-2
美作市	税務課	0868-72-4556	〒707-8501	美作市栄町38-2
浅口市	税務課	0865-44-9040	〒719-0295	浅口市鴨方町六条院中3050
和気町	税務課	0869-93-1124	〒709-0495	和気郡和気町尺所555
早島町	税務会計課	086-482-2484	〒701-0303	都窪郡早島町前潟360-1
里庄町	税務課	0865-64-3113	〒719-0398	浅口郡里庄町大字里見1107-2
矢掛町	税務課	0866-82-1030	〒714-1297	小田郡矢掛町矢掛3018
新庄村	総務企画課	0867-56-2627	〒717-0201	真庭郡新庄村2008-1
鏡野町	住民税課	0868-54-2985	〒708-0392	苦田郡鏡野町竹田660
勝央町	税務住民部	0868-38-3114	〒709-4316	勝田郡勝央町勝間田201
奈義町	税務住民課	0868-36-4112	〒708-1392	勝田郡奈義町豊沢306-1
西粟倉村	総務企画課	0868-79-2111	〒707-0503	英田郡西粟倉村大字影石33-1
久米南町	税務住民課	086-728-2113	〒709-3614	久米郡久米南町下弓削502-1
美咲町	税務課	0868-66-1113	〒709-3717	久米郡美咲町原田2144-1
吉備中央町	税務課	0866-54-1315	〒716-1192	加賀郡吉備中央町豊野1-2

個人住民税の特別徴収(給与天引き)の徹底について

岡山県及び県内全ての市町村では、原則全ての事業主を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)を実施していただくこととしています。

令和8年度(令和7年分)の給与支払報告書を提出する際、特別徴収ができない(普通徴収の基準に該当する)方がいる場合には、下記の「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由を記載してください。

これ以外の場合は、全て特別徴収として取り扱いますので、御了知ください。

(申請者)	指定番号	事業者名	
普通徴収切替理由書			
○○市町村長 あて			
別添「個人別明細書」については、普通徴収の基準に合致しますので、普通徴収として取り扱うようお願いします。			
記号	略語(例)	普通徴収理由	人数
A	2名以下	給与受給者総人員(下記B～G該当者を除いた合計)が2名以下の事業所	人
B	他特徴	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)	人
C	少額	毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方	人
D	不定期	給与が毎月支給されていない方(不定期受給)	人
E	車従者	車従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)	人
F	退職者	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職者を含む)	人
G	1年未満	雇用契約期間が1年未満の方	人
普通徴収合計人数			人

個人別明細書 抜粋

社会保険料等の金額 内 千円	生命保険料の控除額 千円
(摘要)	
生命保険料の 金額の 内訳	新生命保険料 の金額 千円
既生命保険料 の金額	介護医療保 険料の金額

「D」又は「不定期」

該当する記号又は略語を
必ず記入してください。